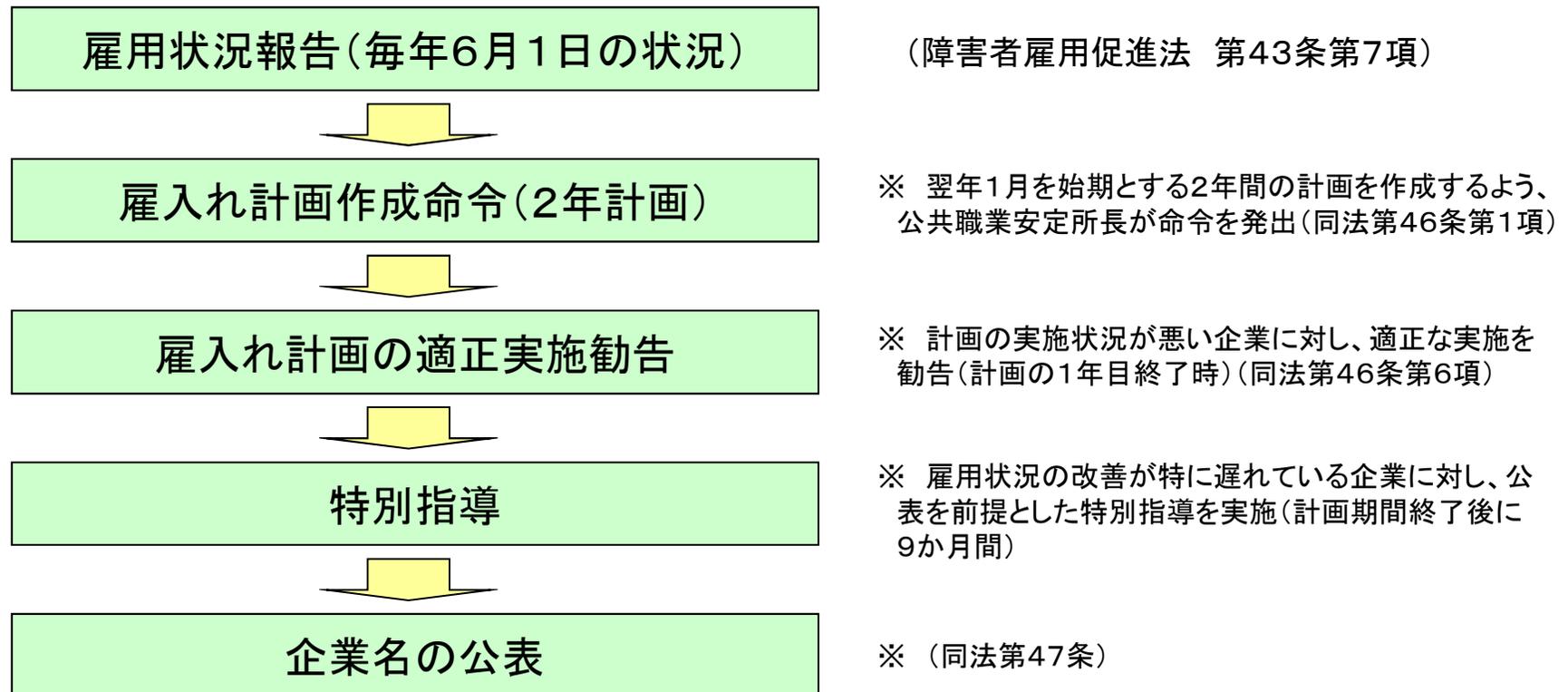


# 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



公表の状況 : 27年度0社、26年度8社、25年度0社、24年度0社、23年度 3社、22年度 6社、21年度 7社、20年度 4社、19年度 2社、18年度 2社

# 障害者雇用対策について

身体障害者及び知的障害者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えることとし、常用労働者の数に対する割合(障害者雇用率)を設定し、事業主等に障害者雇用率達成義務を課すことにより、それを保障するものである。

## ■ 民間企業における雇用率設定基準

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{対象障害者である常用労働者の数} + \text{失業している対象障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 対象障害者とは、身体障害者、知的障害者又は精神障害者(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者に限る。)をいう。

※ 短時間労働者は、原則、1人を0.5人としてカウント。

※ 重度身体障害者、重度知的障害者は1人を2人としてカウント。短時間重度身体障害者、重度知的障害者は1人としてカウント。

## ■ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率

一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

(参考) 現行の障害者雇用率 (平成30年4月1日から)

### <民間企業>

民間企業 = 2.2%

特殊法人等 = 2.5%

### <国及び地方公共団体>

国、地方公共団体 = 2.5%

都道府県等の教育委員会 = 2.4%

# 障害者雇用率制度について

- 雇用・就業は、障害者の自立・社会参加のための重要な柱。
- 障害者が能力を最大限発揮し、適性に応じて働くことができる社会を目指す。

- ① 事業主に対して、従業員的一定割合（法定雇用率）以上の障害者の雇用を義務付け  
民間企業：**2.2%** 国、地方自治体：**2.5%** 都道府県等の教育委員会：**2.4%**

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満
身体障害者	1	0.5
重度	2	1
知的障害者	1	0.5
重度	2	1
精神障害者	1	0.5又は1

- ② 平成33年4月の前に、更に、0.1%ずつの引き上げ

＜ 障害のある方を雇用している、または雇用しようとしている事業主の皆さまへ ＞

# 全国各地で 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座 を 絶賛開催中！

しごとサポーターポータルサイトを開設しました。  
受講者の声をはじめ、幅広い情報をご覧ください。

しごとサポーター 検索



精神障害、発達障害のある方々の雇用は、年々増加しています。これらの方々が安定して働き続けるためのポイントの一つは「職場において同僚や上司がその人の障害特性について理解し、共に働く上での配慮があること」ですが、企業で働く一般の従業員の方が障害等に関する基礎的な知識や情報を得る機会には限られていました。

このため、労働局・ハローワークでは、一般の従業員の方を主な対象に、精神障害、発達障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となっただけいたいただくための講座を開催しています。



## 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の概要



◆内 容：「精神疾患（発達障害を含む）の種類」、「精神・発達障害の（予 定）特性」、「共に働く上でのポイント（コミュニケーション方法）等について

◆メリット：精神・発達障害についての基礎知識や一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。

◆講座時間：90～120分程度（講義75分、質疑応答15～45分程度）を予定

◆受講対象：企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。

※ 今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。

※ 講座の開催日程は、都道府県労働局職業安定部職業対策課（裏面参照）にお問い合わせください。

※ 受講された方には、「精神・発達障害者しごとサポーターグッズ」を進呈予定です（数に限りがあります）。



事業所への出前講座も  
あります

ハローワークから講師が事業所に出向きます。また、精神・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、精神保健福祉士や臨床心理士の有資格者などに相談できます。

※ 詳しくは、都道府県労働局職業安定部職業対策課（裏面参照）にお問い合わせください。

ご留意  
ください

- 「精神・発達障害者しごとサポーター」は特別な資格制度等ではありません。また、本講座の受講により、職場の中で障害者に対する特別な役割を求めるものでもありません。
- 「精神・発達障害者しごとサポーター」の養成は、広く職場における精神障害、発達障害に関する正しい理解の浸透を図り、精神・発達障害者にとって働きやすい職場環境づくりを推進し、「障害者と一緒に働くことが当たり前」の社会になることを後押しすることを目的としています。

詳細やご不明な点は、裏面のお問い合わせ先へ !!



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

# 【お問い合わせ先】全国都道府県労働局 職業安定部 職業対策課

	局名	電話番号	FAX番号	郵便番号	住 所
1	北海道労働局	011(709)2311	011(738)1062	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1-1札幌第1合同庁舎3階
2	青森労働局	017(721)2003	017(773)5372	030-8558	青森市新町2-4-25青森合同庁舎7階
3	岩手労働局	019(604)3005	019(604)1533	020-8522	盛岡市盛岡駅西通1-9-15盛岡第2合同庁舎5階
4	宮城労働局	022(299)8062	022(299)8064	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1仙台第4合同庁舎
5	秋田労働局	018(883)0010	018(865)6179	010-0951	秋田市山王3-1-7東かじり3階
6	山形労働局	023(626)6101	023(635)0581	990-8567	山形市香澄町3-2-1山交ビル3階
7	福島労働局	024(529)5409	024(536)4211	960-8021	福島市霞町1-46福島合同庁舎4階
8	茨城労働局	029(224)6219	029(224)6279	310-8511	水戸市宮町1-8-31
9	栃木労働局	028(610)3557	028(637)8609	320-0845	宇都宮市明保野町1-4宇都宮第2合同庁舎
10	群馬労働局	027(210)5008	027(897)3613	371-0854	前橋市大渡町1-10-7群馬県公社総合ビル9階
11	埼玉労働局	048(600)6209	048(600)6229	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビルディング・タワー14階15階
12	千葉労働局	043(221)4392	043(202)5141	260-8612	千葉市中央区中央4-11-1千葉第2地方合同庁舎4階
13	東京労働局	03(3512)1664	03(3512)1565	102-8305	千代田区九段南1-2-1九段第3合同庁舎12階
14	神奈川労働局	045(650)2801	045(650)2805	231-0015	横浜市中区尾上町5-77-2馬車道ビル3階
15	新潟労働局	025(288)3508	025(288)3517	950-8625	新潟市中央区美咲町1-2-1
16	富山労働局	076(432)2793	076(432)3801	930-8509	富山市神通本町1-1-5富山労働総合庁舎6階
17	石川労働局	076(265)4428	076(261)1408	920-0024	金沢市西念3-4-1金沢駅西合同庁舎5階
18	福井労働局	0776(26)8613	0776(27)7693	910-8559	福井市春山1-1-54福井春山合同庁舎9階
19	山梨労働局	055(225)2858	055(225)2786	400-8577	甲府市丸の内1-1-11
20	長野労働局	026(226)0866	026(226)0157	380-8572	長野市中御所1-22-1
21	岐阜労働局	058(245)1314	058(245)3105	500-8723	岐阜市金竜町5-13岐阜地方合同庁舎4F
22	静岡労働局	054(271)9970	054(271)9977	420-8639	静岡市葵区追手町9-50静岡地方合同庁舎5階
23	愛知労働局	052(219)5507	052(220)0572	460-0008	名古屋市中区栄2-3-1名古屋広小路ビル15階
24	三重労働局	059(226)2306	059(227)4331	514-8524	津市島崎町327-2津第2地方合同庁舎
25	滋賀労働局	077(526)8686	077(528)6068	520-0806	大津市打出浜14-15滋賀労働総合庁舎5階
26	京都労働局	075(275)5424	075(241)3264	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451
27	大阪労働局	06(4790)6310	06(4790)6315	540-0028	大阪市中央区常盤町1-3-8中央大通FNビル21階
28	兵庫労働局	078(367)0810	078(367)3853	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3神戸クリスタル14階
29	奈良労働局	0742(32)0209	0742(32)0225	630-8570	奈良市法蓮町387奈良第3地方合同庁舎
30	和歌山労働局	073(488)1161	073(475)0115	640-8581	和歌山市黒田二丁目3番3号和歌山労働総合庁舎
31	鳥取労働局	0857(29)1708	0857(22)7717	680-8522	鳥取市富安2-89-9
32	島根労働局	0852(20)7020	0852(20)7025	690-0841	松江市向島町134-10松江合同庁舎5階
33	岡山労働局	086(801)5107	086(801)4527	700-8611	岡山市下石井1-4-1岡山第2合同庁舎3階
34	広島労働局	082(502)7832	082(502)7835	730-0013	広島市中区八丁堀5-7広島KStビル4階
35	山口労働局	083(995)0383	083(995)0384	753-8510	山口市中河原町6-16山口地方合同庁舎2号館
36	徳島労働局	088(611)5387	088(622)2448	770-0851	徳島市徳島町城内6-6徳島地方合同庁舎4階
37	香川労働局	087(811)8923	087(811)8934	760-0019	高松市サポール3-33高松サポール合同庁舎
38	愛媛労働局	089(941)2940	089(941)5200	790-8538	松山市若草町4-3松山若草合同庁舎5階、6階
39	高知労働局	088(885)6052	088(885)6065	780-8548	高知市南金田1-39
40	福岡労働局	092(434)9807	092(434)9822	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1福岡合同庁舎新館6階
41	佐賀労働局	0952(32)7217	0952(32)7223	840-0801	佐賀市駅前中央3-3-20佐賀第2合同庁舎6階
42	長崎労働局	095(801)0042	095(801)0043	850-0033	長崎市万才町7-1住友生命長崎ビル6階
43	熊本労働局	096(211)1704	096(211)1732	860-8514	熊本市西区春日2-10-1熊本地方合同庁舎A棟9階
44	大分労働局	097(535)2090	097(535)2091	870-0037	大分市東春日町17-20大分第2ビル3階
45	宮崎労働局	0985(38)8824	0985(38)8829	880-0805	宮崎市橘通東3丁目1番22号宮崎合同庁舎5階
46	鹿児島労働局	099(219)8712	099(216)9911	892-0847	鹿児島市西千石町1-1鹿児島西千石第一生命ビル1階
47	沖縄労働局	098(868)3701	098(951)3507	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1那覇第2地方合同庁舎3階